

## 第4回 株式の評価

そのう ひろゆき  
公認会計士 園生 裕之

### 1. はじめに

第4回は、株式の評価に関する論点を取り上げる。文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの見解ではないことをあらかじめお断りしておく。

本稿では、会計基準等を以下のように略称する。

#### 金融商品会計基準：

企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成11年1月22日 企業会計審議会 最終改正 平成20年3月10日 企業会計基準委員会)

#### 金融商品実務指針：

会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 最終改正 平成26年11月28日 日本公認会計士協会)

#### 金融商品時価等開示適用指針：

企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 改正 平成23年3月25日 企業会計基準委員会)

#### 実務対応報告第6号：

実務対応報告第6号「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日 企業会計基準委員会)

#### 実務対応報告第10号：

実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」(平成15年3月13日 企業会計基準委員会)

#### 過年度遡及会計基準：

企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成21年12月4日 企業会計基準委員会)

#### 監査・保証実務委員会報告第76号：

監査・保証実務委員会報告第76号「後発事象に関する監査上の取扱い」(平成15年3月25日 最終改正 平成21年7月8日 日本公認会計士協会)

#### 連結会計基準

企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 最終改正 平

成25年9月13日 企業会計基準委員会)

#### 企業価値評価ガイドライン

経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」(平成19年5月16日 改正 平成25年7月3日 日本公認会計士協会)

#### 監査委員会報告第71号

監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」(平成13年4月17日 日本公認会計士協会)

### 2. 時価のある株式

#### (1) 株式の時価

売買目的有価証券及びその他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とする(金融商品会計基準第15項及び第18項)。また、子会社株式及び関連会社株式(以下「子会社株式等」という。)についても、個別財務諸表上、時価を注記する(金融商品時価等開示適用指針第4項(1))。金融商品実務指針第47項では、「時価」とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識を持つ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。」と定義している。この定義によれば、概念上、時価のない金融商品はないと考えられる。金融商品会計基準においても、「時価のない」ではなく「時価を把握することが極めて困難と認められる」という表現が用いられている。したがって、本項目表題の「時価のある株式」は、正確には、「時価を把握することが極めて困難と認められる株式以外の株式」である。金融商品実務指針では、「時価のある」という表現が用いられているが、第63項に「本報告において「時価のある」とは、(中略)金融商品会計基準第20項にいう「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のもの」と同義で使用している。」と記載されている。本稿においても、金融商品実務指針と同じ意味で「時価のある」を用いることとする。

金融商品会計基準第6項では、「市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」とされている。しかし、株式については、金融商品実務指針第63項ただし書きにおいて、「市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方

式により価額の算定が可能としても、それを時価(合理的に算定された価額)とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う」とされている。その理由は、金融商品会計基準の平成20年改正時に、債券等については時価を把握することが極めて困難と認められる場合は限定的であると考えられる(金融商品実務指針第259項及び金融商品時価等開示適用指針第39項)とされた理由からの反対解釈より、以下の点にあると考えられる。

- 将来キャッシュ・フローが約定されておらず、市場価格に準じた客観的に測定可能な時価を得ることが難しいこと
- その貸借対照表計上額の重要性に比べ時価の測定に過大なコストを要すること

ただし、種類株式については、実務対応報告第10号が適用されることに留意する必要がある。

実務対応報告第10号Q1のAでは、形式的には株式であっても、発行会社が一定の時期に一定額で償還すると定めている種類株式や、発行会社や保有者が一定額で償還する権利を有し取得時点において一定の時期に償還されることが確実に見込まれる種類株式は、債券の貸借対照表価額と同様に扱うことが適当であるとされており、このような種類株式は、市場で売買されないものであっても、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は限定的であると考えられる。後者の種類株式には、一般に資本政策の一環として発行されるもので、発行体が償還期限の前に償還できる契約になっているが、その権利行使期日後の配当率が上昇する、いわゆるステップアップ条項が付されており、発行体の信用状態が著しく悪化しない限り、期限前償還されることが確実に見込まれるものが該当する。

また、実務対応報告第10号Q2のAにおいては、転換を請求できる権利を行使して、容易に市場価格のある普通株式に転換し取引できるような種類株式(例えば、現時点で保有者によって市場価格のある普通株式に転換請求が可能であって、ディーブ・イン・ザ・マネーの状態にある場合)も、市場価格のある株式として取り扱われると考えられるとされている。企業会計基準委員会が公表している実務対応報告第10号公開草案に対するコメントへの対応として、「イン・ザ・マネーの状態は、通常の転換証券の場合と同様に、時価が転換価格を上回るものと考えられる。」とされており、また、保有者が近い将来に転換を行う意思がない場合でも評価については「市場価格がある」ものとしていることが明らかにされている。「ディーブ・イン・ザ・マネーの状態」についてまでは記載されていないが、市場価格のある普通株式に転換し、直ちに市場で売却することによって、種類株式の取得原価を大きく上回る売却収入が得られる場合を想定しているものと考えられ

る。

実務対応報告第10号Q3のA(1)では、「市場価格のない種類株式のうち、例えば、満期の定めのない永久債に類似したようなものや、現在は転換できないが、将来、転換を請求できる権利を行使して市場価格のある普通株式に転換できること等により普通株式の市場価格と関連性を有するものについては、困難であると認められる場合を除き、割引将来キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルなどを利用した評価モデルによる価額を実質価額とする。」とされている。この「評価モデルによる価額」は、当然にそれを算定するための評価モデルが合理的なものでなければならぬと考えられるが、金融商品実務指針第63項ただし書きにより、時価(合理的に算定された価額)とはしないことになる。しかし、当初認識時における時価(金融商品実務指針第29項)にはなることがある(実務対応報告第6号2.(3)(注1)参照)。当初認識後においては、時価ではなく実質価額として扱われるものの、時価のある有価証券に準じて、取得原価に比べて50%程度以上低下していないときでも当該価額に基づいて、減損処理の要否を判断することが適当であるとされていることに留意が必要である。

## (2) 時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合における回復する見込み

時価のある株式は、保有目的等の観点から、売買目的有価証券、子会社株式等及びその他有価証券に区分される。このうち子会社株式等及びその他有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理しなければならない(金融商品会計基準第20項)。

時価が「著しく下落した」ときについて、金融商品実務指針第91項では、「必ずしも数値化できるものではない」としながらも、「個々の銘柄の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には「著しく下落した」ときに該当する」としている。そして、「この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。」としている。「合理的な反証」としては、取得原価に対する下落率が50%程度を下回る場合に時価について「回復する見込みがある」と認められるための合理的な根拠よりも強い証拠が求められていると考えられる。実務上の対応としては、決算日後財務諸表承認日<sup>\*1</sup>までに時価が取得原価にほぼ近い水準にまで回復している場合など、極めて稀な場合に限られると考えることが適当と思われる。

### (3) 時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準

取得原価に対する時価の下落率が50%程度を下回る場合について、金融商品実務指針第91項では、「状況に応じ個々の企業において時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準を設け、当該基準に基づき回復可能性の判定の対象とすかどうかを判断する」ことを求めている。その後のなお書きで「個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる」としているが、上記の「合理的な基準」を設ける対象には、時価の下落率がおおむね30%未満の場合が含まれる。

この「合理的な基準」について、金融商品実務指針第284項には、次のとおり記載されている。

- 時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定することができるものとする。
- 恣意性を排除するために文書をもって設定しておき、毎期継続的に適用することが必要である。
- その内容を注記において説明することが望ましい。

どのようなものが合理的であるのかは明確でないが、時価の下落が回復する見込みについて、金融商品実務指針第91項に「通常は回復する見込みがあるとは認められない」とされている場合として挙げられている以下の項目を織り込んでいる企業もある。

- 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合
- 2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合

しかし、これらは、時価が著しく下落したときに、回復する見込みがあると認められるかどうかを検討する段階で考慮する事項である。また、「株式の時価が過去2年間にわたり取得原価と比べて30%以上下落した状態にある場合」のような基準も、回復する見込みがあると認められるかどうかの検討が混在した基準となってしまう。ただし、減損処理の規定がそもそも金融商品会計基準適用開始前のいわゆる「強制評価減」の考え方を踏襲するものである（金融商品会計基準第83項参照）ことから、実務上、時価の著しい下落と回復する見込みを明確に分けることまでは要しないであろう。「通常は回復する見込みがあるとは認められない」とされているものしか該当しないような極端な基準を除き、それを毎期継続的に適用する限り、金融商品会計基準及び金融商品実務指針の趣旨には反しないと考えられる。

一方、「合理的な基準」を、状況の変化に応じて変更しようとする場合においては、どのような結果をもたらす基準が最も合理的であるのかを考える必要がある。前述のとおり、金融商品実務指針第91項において、「個々の銘柄の有価証券の時価の下落率がおおむね30%未満の場合には、一般的には「著しく下落した」ときに該当しないものと考えられる」としているが、その理由として、金融商品実務指針第284項では、「その程度の下落率は、発行会社の業績の悪化ではなく市場要因などによって生ずることがあり、したがって、容易に時価が取得原価の水準にまで回復することがあると考えられるからである」としている。このことから、「合理的な基準」は、検討するまでもなく回復可能性があると認められる有価証券を、回復可能性の検討から除外するための足切り基準であると考えられる。

したがって、複数の基準のいずれが合理的であるかを判定するためには、過去の決算日において各基準を当てはめた結果、

- 「著しく下落した」と判断された銘柄が、決算日後1年以内に時価が取得原価まで回復した割合、及び
- 「著しく下落した」と判断されなかった銘柄が、決算日後1年以内に時価が取得原価まで回復しなかった割合

が低ければ低いほど、より合理的な基準であると考えられる。「合理的な基準」が足切り基準に過ぎないことに鑑みると、後者の割合が低いことをより重視すべきであると考えられる。

このような考え方から、「合理的な基準」とは、会計上の見積りの要素の一つであり、その変更は、会計方針の変更ではなく、会計上の見積りの変更であると考えられる。会計上の見積りの変更とは、「新たに入手可能となった情報に基づいて、過去に財務諸表を作成する際に行った会計上の見積りを変更すること」（過年度遡及会計基準第4項（7））であり、当期中における状況の変化により行われるものである（過年度遡及会計基準第55項）。したがって、変更前の基準と変更後の基準を適用した結果、変更前の基準の足切り基準としての合理性が低下し、変更後の基準に変更することが必要であることを、過去の決算日を基準日とする遡及的検討により立証することが必要になると考えられる。

ただし、上記のような立証は一般的に困難であり、各企業が「合理的な基準」を定めることとした金融商品実務指針の趣旨は、通常以上の主観性、不確実性を有する有価証券の減損処理要否の判断について、実務上の困難さを軽減することにあるとも考え

\* 1 関連する注記を含む全ての財務諸表が作成されており、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対する責任を認めた日付をいい、監査を受けている場合は、通常、経営者確認書の日付となる（監査基準委員会報告書560「後発事象」（平成23年7月1日 改正 平成23年12月22日 日本公認会計士協会）第4項（4）及びA3項）。

られることから、「合理的な基準」の合理性を状況変化に応じて厳密に追求するよりも、当初定めた基準の継続適用を優先することが適切と考えられる。

### 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理

#### (1) 実質価額の算定

時価を把握することが極めて困難と認められる株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理（減損処理）しなければならない（金融商品会計基準第21項及び金融商品実務指針第92項）。

その前提として、株式の実質価額を算定することが必要となる。金融商品実務指針第92項には、以下のとおり記載されている。

- 実質価額は、通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額となる。
- 1株当たりの純資産額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された財務諸表を基礎に、原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定する。
- この際に基礎とする財務諸表は、決算日までに入手し得る直近のものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味する。
- 実質価額の著しい低下をもたらす財政状態の悪化とは、この1株当たりの純資産額が、当該株式を取得したときのそれと比較して相当程度下回っている場合をいう。
- ただし、会社の超過収益力や経営権等を反映して、上記の1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額が実質価額として評価される場合もある。

すなわち、実質価額は、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された財務諸表をそのまま用いて算定するのではなく、次の点に留意する必要がある。

- 原則として資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味すること
- 入手した財務諸表の貸借対照表日後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味すること（入手した財務諸表において注記されている事項を含む。）
- 当該株式を取得した時点において評価した超過収益力や経営権等の現時点における価値を反映すること

発行会社の財務諸表において資産等の時価評価が行われていない場合には、時価評価のための資料が合理的に入手可能である限り、それに基づいて財務諸表を修正する必要がある（金融商品実務指針第

285項）。

実質価額算定の目的が減損処理の可否の検討にあることから、算定基準日は、決算日現在であることを理解しておくことが必要である。入手し得た直近の財務諸表に反映すべき事項は、本来、株式発行会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす全ての会計事象であり、決算日後財務諸表承認日\*1までに発生した修正後発事象（監査・保証実務委員会報告第76号3.（1））も含まれると考えられる。連結会計基準（注4）を適用して決算日が連結決算日と異なる子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行う場合、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致についてのみ、必要な整理を行うことになるため、子会社株式の実質価額算定の基礎とする子会社の財務諸表は、連結財務諸表作成の基礎とするものとは異なることになる（修正後発事象を除く。監査・保証実務委員会報告第76号4.（2）②a.ii参照）。ただし、いずれにしても、発行会社の正規の決算を基礎とする財務諸表からの時点の調整は、正規の決算で行われる重要な手続に漏れないよう、また、適切な証拠資料に基づいて行うことに留意が必要である。

また、特に子会社株式等については、超過収益力や経営権等の価値を見込んで、取得日時点において識別可能な資産及び負債の時価の純額を上回る価額で取得することが多い。そのような場合、取得価額の決定の基礎となった、当該会社の業績や企業集団が得られるシナジー効果の合理的な予測と、その後の実績を比較することにより、実質価額のうち、当該部分の価値の変動を評価することになると考えられる。なお、子会社株式等の実質価額のうち当該部分は、連結財務諸表においては識別可能な資産及び負債とは別にのれんとして扱われ、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定期的に償却されるが、金融資産としては、自己創設のれんを含めて評価すべきであり、連結財務諸表上におけるのれんの償却を機械的に実質価額の低下として扱うべきではないと考えられる。

上記のことからわかるように、実質価額とは、むしろ、企業価値評価ガイドラインなどに基づき算定された企業価値を基礎とした価額に近いものと考えられる。ただし、実務上は、各企業における個々の投資の重要性に鑑み、より簡便的な方法により算定した実質価額を用いて仮判定を行うことも考えられる。特に重要な投資について、投資先の財政状態が悪化している場合には、企業価値を基礎とした価額を実質価額とすることも考えられるが、見積りの不確実性が高いため、外部専門家の利用を含め、売買価額を決定するときと同等の慎重さをもって行い、見積りに幅がある場合は下限に近い価額を採用するなど、重要な損失の計上を先送りする結果とならな

いよう特に注意することが必要と考えられる。

なお、種類株式については、実務対応報告第10号に従うことになる。実務対応報告第10号では、複数の方法が示されているが、種類株式には様々なものがあるため、算定の容易さを優先するのではなく、経営研究調査会研究報告第53号「種類株式の評価事例」（平成25年11月6日 日本公認会計士協会）なども参考にして、当該種類株式の性質に適合する方法を採用すべきであると考えられる。

## (2) 回復可能性の考慮

実質価額が著しく低下したときにおいても、その実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる（金融商品実務指針第92項）。例えば、子会社や関連会社等<sup>\*2</sup>の株式については、実質価額が著しく低下したとしても、事業計画等を入手して回復可能性を判定できることもある。ただし、事業計画等は実行可能で合理的なものではない（金融商品実務指針第285項）。

回復可能性の判定は、通常、おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行うものとされている<sup>\*3</sup>。また、回復可能性は每期見直すことが必要であり、その後の実績が事業計画等を下回った場合など、事業計画等に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、その期末において減損処理の要否を検討しなければならない（金融商品実務指針第285項）。ここで、「おおむね5年以内に回復すると見込まれる金額を上限として行う」というのは、期末時点における実質価額の上限として述べられているわけではないことに留意が必要である。つまり、おおむね5年以内に実質価額が取得原価まで回復すると見込まれる場合には、減損処理を行わないことも考えられるということに過ぎず、実質価額が取得原価の50%程度以上まで回復すると見込まれても、取得原価まで回復するとは見込まれない場合は減損処理を行わなければならないと解される。そして、減損処理を行う場合における「相当の減額」は、実質価額を翌期首の取得原価とする（実務指針第283-2項）ことから、期末時点における実質価額まで行わなければならない。なお、上記の回復可能性の判定は、実質価額として1

株当たりの純資産額を基礎とした金額を用いている場合、すなわち、企業価値を基礎とした価額を用いていない場合を想定していると考えられる。なぜなら、当該価額がインカム・アプローチ<sup>\*4</sup>により算定されたものである場合は、将来の業績予測が反映されており、そうでない場合でも、企業価値を基礎とした価額は、評価対象会社が継続的に事業活動を行うことで獲得される利益やキャッシュ・フロー等から生み出される価値であるはずだからである（企業価値評価ガイドラインI2(2)②参照）。

## 4. 投資損失引当金

### (1) 会計処理の位置付け

株式に対して評価性引当金を計上する処理は、金融商品会計基準及び金融商品実務指針においては想定されていない。子会社や関連会社等の株式に対する投資損失引当金の計上は、金融商品会計基準適用開始前から会計実務慣行として定着していたが、監査上の取扱いとして、監査委員会報告第71号が公表されているに過ぎない<sup>\*5</sup>。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式の実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理しなければならない。投資損失引当金の計上により代替することは認められない。また、個別財務諸表において、子会社株式等は、取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされており（金融商品会計基準第17項）、金融資産の評価として、実質価額を翌期首の取得原価とする減損処理に関する定めがあることから、帳簿価額を減額した後、子会社等の財政状態の改善により引当金戻入益を認識することになる引当処理は、個別財務諸表の性格になじまないように思われる。後述する、投資損失引当金の計上を、当面、監査上妥当なものとして取り扱うことができるような状況においては、むしろ、実質価額の著しい低下や回復可能性を保守的に評価して、減損処理を行う方が、個別財務諸表の性格に適合すると考える。過去において、投資損失引当金を計上したことがない、あるいは、投資損失引当金について、会計方針として明確に定めていない場合には、慎重に考慮することが必要と考えら

\*2 特定のプロジェクトのために設立された会社を含む（金融商品実務指針第285項）。なお、当該会社の経営に参画すること等により、子会社や関連会社と同程度に株式の実質価額の回復可能性等を判定できることが想定されていると考えられる（監査委員会報告第71号3.(2)参照）。

\*3 例外的に、特定のプロジェクトのために設立された会社の株式については、当該会社の当初の事業計画等において、開業当初の累積損失が5年を超えた期間経過後に解消されることが合理的に見込まれており、かつ、その後の業績が事業計画等を大幅に下回っていない場合には、減損処理の対象としないことができる（「金融商品に関するQ&A」（平成12年9月14日最終改正 平成26年11月4日 日本公認会計士協会制度委員会 Q33のA③））。

\*4 評価対象会社から期待される利益、ないしキャッシュ・フローに基づいて価値を評価する方法（企業価値評価ガイドラインI2(3)）。

\*5 金融商品会計基準適用開始前においては、監査上の取扱いとして、監査委員会報告第22号「子会社又は関係会社の株式及びこれらに対する債権評価の取扱い」（昭和51年3月9日 日本公認会計士協会）が監査実務に適用されていたが、金融商品会計基準及び金融商品実務指針により、有価証券の会計処理が明らかにされたことに伴い、内容が整合しなくなったため、平成12年7月6日付けで廃止された。

れる。

## (2) 監査委員会報告第71号による監査上の取扱い

監査委員会報告第71号2.(1)では、減損処理の対象にならない次の場合に限り、投資損失引当金の計上を、当面、監査上妥当なものとして取り扱うことができるものとされている。

① 子会社や関連会社等の株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した場合

この場合、健全性の観点から、引当金を計上することが考えられる。ただし、実質価額の回復可能性が客観的に確実であるにもかかわらず引当金を計上する等、過度に保守的な会計処理とならないように留意する必要がある。

② 子会社や関連会社等の株式の実質価額が著しく低下したものの、会社はその回復可能性が見込めると判断して減損処理を行わなかった場合

回復可能性の判断はあくまでも将来の予測に基づいて行われるものであり、その回復可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることに鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて引当金を計上することが考えられる。例えば、回復可能性の判断の根拠となる再建計画等が外部の要因に依存する度合いが高い場合等が挙げられる。

(1)でも述べたが、この場合、不確実性を重視するのであれば、むしろ、実質価額の回復可能性を十分な証拠によって裏付けることが困難であると判断して減損処理を行うことが適切であると

も考えられるため、特に留意が必要と思われる。

引当金の計上額は、取得原価と実質価額の差額となる(監査委員会報告第71号2.(2)参照)。

引当金計上後、次の場合には、引当金を取り崩し、当該子会社や関連会社等の株式を減損処理する(監査委員会報告第71号2.(3)①)。

(上記①のケース)

子会社や関連会社等の財政状態が更に悪化して株式の実質価額が著しく低下した場合

(上記②のケース)

株式の実質価額の回復可能性が見込めないこととなった場合

これらの場合、投資損失引当金の目的使用となることから、引当金取崩額は減損処理による評価損と相殺することになる。

子会社や関連会社等の財政状態が改善し、株式の実質価額が回復した場合には、回復部分に見合う額の投資損失引当金を取り崩す。ただし、子会社や関連会社等の事業計画等により財政状態の改善が一時的と認められる場合には、当該投資損失引当金を取り崩してはならない(監査委員会報告第71号2(3)②)。

なお、市場価格のある子会社や関連会社等の株式についても、市場価格がある程度以上下落している場合には、下落期間及び実質価額等を考慮して同様に取り扱うものとされている(監査委員会報告第71号3.(1))が、適用されている例は、ほとんどないようである。

以上

## トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

トーマツグループ公式サイトでは、創刊以来39年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版(最新号・バックナンバー)をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

### 〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載